

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00029 (略) <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第24条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第25条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>法第25条</u>の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた代金に係る債権（以下「代金債権」という。）を、支払った保険金額の第3条に規定する残額（同条第2号の規定に従い第13条第1項又は第2項の義務の履行のために要した又は要すべき費用として控除した額を除く。）に対する割合（以下「代位比率」という。）をもって取得する。</p> <p>第26条～第34条 (略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00029 (略)</p> <p>第1条～第24条 (略)</p> <p>(保険代位)</p> <p>第25条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、<u>商法（明治32年法律第48号）第662条</u>の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた代金に係る債権（以下「代金債権」という。）を、支払った保険金額の第3条に規定する残額（同条第2号の規定に従い第13条第1項又は第2項の義務の履行のために要した又は要すべき費用として控除した額を除く。）に対する割合（以下「代位比率」という。）をもって取得する。</p> <p>第26条～第34条 (略)</p>	